

裾野市スポーツ少年団規程

第1章 総則

第1条 この規程は、裾野市スポーツ少年団(以下「本団」という。)に関し、必要な事項を定める。

第2条 本団は、裾野市内の単位スポーツ少年団(以下「単位団」という。)をもって組織する。

第3条 本団は、事務所を裾野市内に置く。

第2章 目的

第4条 本団は、単位団の普及と育成指導につとめ、その活動の活発化をはかり、青少年のスポーツの振興と、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第5条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成に関する事業。
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成に関する事業。
- (3) スポーツ少年団育成母集団の育成及び機能強化に関する事業。
- (4) スポーツ少年団の交流に関する事業。
- (5) スポーツ少年団の運動適正テストの実施。
- (6) スポーツ少年団指導者協議会の育成及び機能強化に関する事業。
- (7) 他市町スポーツ少年団、静岡県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団との交流に関する事業。
- (8) 静岡県スポーツ少年団東部地区補助事業の実施
- (9) 広報及び出版に関する事業。
- (10) その他前条の目的達成に必要な事業。

第4章 登録

第6条 本団への加入は、本団、静岡県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。

2 前項の登録は、毎年度更新するものとする。

3 その他登録に関しては、本団が定める「裾野市スポーツ少年団登録規程」に定める。

第5章 役員

第7条 本団は、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 本部委員 各単位団より2名以上3名以内
- (4) 監事 2名

第8条 本部長及び副本部長・事務局長は、本部委員会において選任する。

- 2 本部長は、本団を代表し団務を統轄する。
- 3 副本部長は、業務及び事業を分担し、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。
- 4 事務局長は本部長の指示に協力し、団務の処理にあたる。

第9条 本部委員は、単位団等より次のとおり選任する。

- (1) 単位団より2名以上3名以内、内1名は認定員とする。
- (2) 指導者協議会より若干名

第10条 監事は、本部委員会において選任する。

- 2 監事は、本団の事業及び会計を監査し、本部委員会に報告する。

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第12条 役員は、本団の役員としてふさわしくない行為があった場合又は、特別の事情がある場合は、その任期中であっても本部委員会の議決を経て解任することができる。

第6章 顧問

第13条 本団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本部委員の推挙により本部長が委託する。
- 3 顧問は、本部長の諮問に応じ、又は、本部長の要請により会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は第13条第1項の規程を準用する。

第7章 会議

第14条 本団の会議は、本部委員会とする。

第15条 本部委員会は、本部委員をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部委員会の議長は、本部長が努める。

3 本部長は、本部委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは速やかに本部委員会を招集しなければならない。

4 本部委員は、本部委員会に出席し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画の決定と事業報告の承認
- (3) 予算の決定と決算の承認
- (4) その他の重要な事項

第16条 本部委員会は、本部委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 本部委員会の議決は、出席本部委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本部委員が本部委員会に出席できないときは、書面をもって他の本部委員に議決権を委任することができる。

第8章 専門部会

第17条 本団は、本部委員会に必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関する必要事項は、本部委員会の議決を経て別に定める。

第9章 裾野市スポーツ少年団指導者協議会

第18条 本団は、指導者の指導力の向上を図り、単位団のより健全な育成を図るため、裾野市スポーツ少年団指導者協議会を設置し、育成指導する。

2 裾野市スポーツ少年団指導者協議会の組織等に関する必要事項は、本部委員会の議決を経て別に定める。

第10章 会計

第19条 本団の予算は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第20条 本団の収支決算は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に、本部委員会の承認を受けなければならない。

第21条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 事務局

第22条 本団の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局員若干名を置く。

- 2 事務局長は、事務局を統轄し、事務局員を指揮監督する。
- 3 事務局員は、本部委員会の議決を経て本部長が委嘱する。
- 4 事務局員は、事務局長の命を受け、本団の事務を処理する。
- 5 庶務、経理、その他事務処理上必要な事項は、本部委員会の議決を経て事務局長が別に定める。
- 6 静岡県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団との連絡調整及びその他必要業務を行う。

第12章 雑 則

第23条 この規定の改廃は、本部委員会において3分の2以上の同意を得たのち変更することができる。

附 則

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。